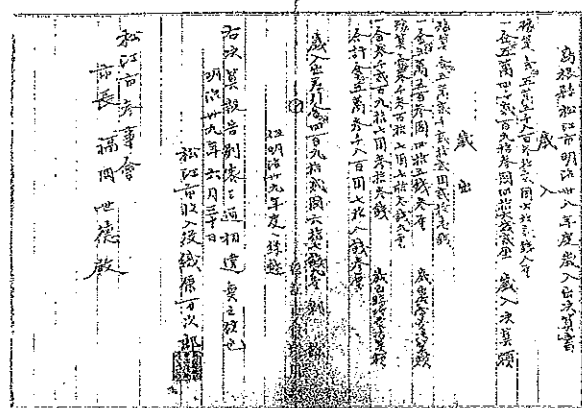




為政者の意図 表面化



1905 (明治38) 年度の松江市決算書

皇制国家による中央集権的支配一色のイメージである。しかし、自由民権運動や大正デモクラシーの研究が進むにつれて、地域住民の突き上げとその負担にこたえようとす

る地方自治体の姿が戦前にも存在し、中央集権的な支配を一部乗り越えながら、財政の姿を大きく変えていくことが明らかになってきた。

松江市の場合も、明治期より独自の地域振興策

松江市の財政運営と行政組織からみる松江市のありか

松江市の財政運営と行政組織からみる松江市のありか

洗練され品ある情緒

雪／＼天折のつよきまなざし冬銀河／＼千の鈴打ち振ることく

小鳥来る／＼あつたけなく嫁ぎゆきしよ

石路の花／＼2句目の「天折」の句。早逝した若者のまなざしを彷彿させる。

最後の句は自分の娘のことを詠んだのであろう。「石路の花」のまぶしさに、

中央との攻防も現出

皇制国家による中央集権的支配一色のイメージである。しかし、自由民権運動や大正デモクラシーの研究が進むにつれて、地域住民の突き上げとその負担にこたえようとす

る地方自治体の姿が戦前にも存在し、中央集権的な支配を一部乗り越えながら、財政の姿を大きく変えていくことが明らかになってきた。

松江市の財政運営と行政組織からみる松江市のありか

松江市の歴史を地方行政の視点から読み解く

△関 耕平△

私たちが歴史を学ぶ際、興味深いエピソードや具体的な出来事・事実が示され、そこから当時の歴史が語られることが多い。こうして私たちはその当時の人々の考えや姿に触れ、いきいきとした状況を想像することができる。

では、地方行政という観点から歴史を読み解こうとした場合、一体どのようなことになるだろうか。特に財政の観点からとなると厄介である。私たちが財政という言葉から想起するのは、円グラフや棒グラフならまだよいが、予算・決算に見られる無味乾燥な数字の羅列であったりする。こうした素材を基に分析し

松江市の財政運営と行政組織からみる松江市のありか

俳句はいま

△中岡毅雄△

高浦銘子第3句集「百の蝶」(ふらんす堂)は、第2句集以降の進展をうかがわせる一冊である。言葉は洗練され、ほどよく品のある情趣が伝わってくる。

△きよなる草に降りたる初雀。雀頭の一句。清らかな草に降り立ったふくよかな初雀。「百の蝶」では、このトーンの作品が随所に見られる。△ひとつひとつ違ひて百の秋の蝶。句集名は、この句によるのである。いくぶん、修辭の面白みに傾く嫌いはあるが、澄み渡った夏菜羅のようで、心に留まる。

△伯林の夕焼は濃し枇杷の花。季語「枇杷の花」の幹旋がうまい。伯林の夕焼けという旅愁を誘う情景に添えられた枇杷の花は、そこはかない切なさを感じさせる。

洗練され品ある情緒

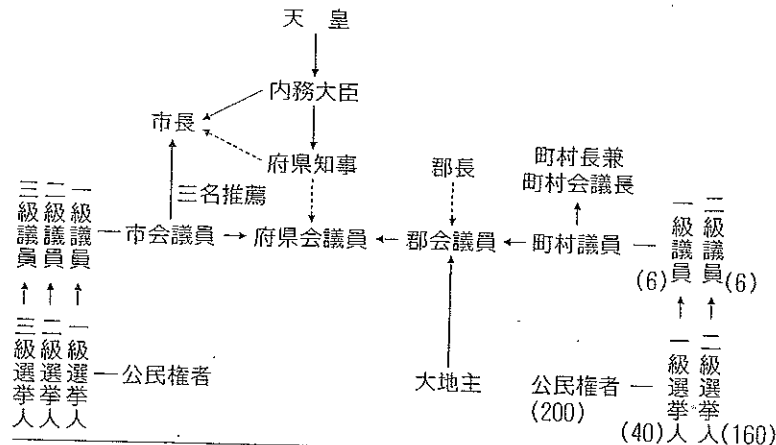
1 明治地方自治制

表2-2 戦前における国政委任事務 (単位: 1000円、1934年度予算)

歳出項目	道府県	市町村
教育費	116,963	309,750
土木費	96,911	78,984
都市計画費	14,082	48,879
衛生費	17,540	26,720
社会事業費	7,319	9,043
勸業費	85,758	19,821
警察消防費	85,116	10,155
役所費	1,433	44,079
職員費	15,051	—
その他共合計	440,940	547,431
歳出総計に占める割合	73.8%	42.1%

(注) 松田武夫『地方財政』(大蔵省『昭和財政史』第XIV巻、東洋経済新報社、1954年)159-160ページより。

図2-2 明治地方自治制の構造



(注) () 内は大正初期石川県金丸村の選挙の実例による人数。

資料

(明治憲法における財政の規定)

- 第62条 新二租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
- 第63条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ旧ニ依リ之ヲ徴収ス
- 第64条 国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ
- 第65条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ
- 第66条 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年国库ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議會ノ協賛ヲ要セス
- 第67条 憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス
- 第68条 特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝国議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得
- 第70条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

表 3-5 中央・地方の財政支出

年度	中央 政府 (1)	地 方 政 府					
		計	内 訳				
			道府県	郡	市	町村	水利組合
1891	83.5	44.7	21.2		2.9	20.5	
92	76.7	48.9	23.3		3.9	21.5	
93	84.5	51.4	24.5		4.4	22.4	
94	78.1	53.9	26.0		5.1	24.6	
95	85.3	57.9	24.8		6.2	26.8	
96	168.8	69.7	31.6		7.9	30.1	
97	223.6	88.8	40.0		10.5	38.2	
98	219.7	96.4	41.7		11.2	43.4	
99	254.1	114.0	48.4		15.4	50.1	
1900	292.7	133.4	52.0		19.5	59.0	2.7
01	266.8	155.5	52.4		22.7	66.5	2.3
02	289.2	158.7	56.5		26.6	69.9	2.5
03	249.5	164.6	58.6	5.3	26.5	71.0	2.9
04	277.0	132.0	46.8	3.3	24.2	55.2	2.3
05	420.7	135.0	46.2	3.1	24.4	58.4	2.8
06	464.2	172.7	54.0	4.7	41.0	69.2	3.7
07	602.4	207.0	66.3	6.3	47.5	83.1	3.6

出所：江見康一・坂野谷祐一「長期経済統計 7 財政支出」東洋経済新報社、
注：単位は百万円。

地方の財政支出

		移転支出			全政府純計 (4)=(1)+ (2)-(3)	(2)/(4) (%)
重複	純計(2)	中央から地方へ	地方から中央へ	計(3)		
1.9	42.8	10.5		10.5	115.8	(36.9)
2.8	46.1	5.1		5.1	117.7	(39.1)
2.8	48.6	11.7		11.7	121.4	(40.0)
3.1	50.8	4.6		4.6	124.3	(40.8)
2.4	55.5	4.4		4.4	136.4	(40.6)
2.3	67.4	11.2	0.3	11.5	224.7	(29.9)
4.4	84.4	10.2	0.3	10.5	297.5	(28.3)
3.7	92.7	7.2	0.6	7.8	304.6	(30.4)
4.0	110.0	10.1	0.6	10.7	353.4	(31.1)
4.8	128.6	8.0	1.2	9.2	412.1	(31.2)
4.8	150.7	8.1	1.0	9.1	408.4	(36.9)
4.8	153.9	9.7	1.1	10.8	432.3	(35.6)
5.7	158.9	10.0	1.0	11.0	397.4	(39.9)
3.6	128.4	7.8	0.0	7.8	397.6	(32.2)
4.0	131.0	7.7	0.8	8.5	543.2	(24.1)
4.9	167.8	10.2	1.8	12.0	620.0	(27.0)
6.0	201.0	13.6	3.9	17.0	785.9	(25.5)

1966年、「明治大正財政詳覧」東洋経済新報社、1926年より作成。

第64表 一般会計歳入費目別表

費目	年度 区分	1889 明治22年度	1906 明治39年度	1907 明治40年度	1944 昭和20年度
市税	決算額	8,757	39,720	40,565	940,785
	%	85.6	35.9	51.8	34.4
地方交付税	決算額	—	—	—	—
	%				
公営企業及財産収入	決算額	0	790	714	25,695
	%		0.7	0.9	0.9
分担金及支出金	決算額	—	—	—	0
	%				
使用料及手数料	決算額	88	1,714	1,924	88,084
	%	0.9	1.6	2.5	3.2
国庫支出金	決算額	—	1,491	3,690	659,893
	%		1.3	4.7	24.1
県支出金	決算額	10	4,143	4,532	90,548
	%	0.1	3.7	5.8	3.3
寄付金	決算額	13	3,346	88	4,365
	%	0.1	3.0	0.1	0.2
繰入金	決算額	—	0	506	84,409
	%			0.6	3.1
繰越金	決算額	0	492	19,603	399,257
	%		0.4	25.0	14.6
雑収入	決算額	1,364	7,638	6,703	188,721
	%	13.3	6.9	8.6	6.9
市債	決算額	—	51,470	0	255,187
	%		46.5		9.3
合計	決算額	10,232	110,804	78,325	2,736,980
	%	100	100	100	100

第65表 一般会計歳出費目別表

費目	年度 区分	1889 明治22年度	1906 明治39年度	1907 明治40年度	1944 昭和19年度
議会費	金額	152	734	657	7,792
	%	1.5	0.8	0.9	0.7
市役所費	金額	4,092	12,519	13,859	261,447
	%	41.1	13.7	18.6	21.9
警防費	金額	561	755	873	132,756
	%	5.6	0.8	1.2	11.1
土木費	金額	445	18,231	17,586	52,184
	%	4.5	20.0	23.6	4.4
教育費	金額	4,230	23,708	26,049	214,143
	%	42.5	26.0	35.0	17.9
社会労働施設費	金額	21	145	112	20,632
	%	0.2	0.2	0.1	1.7
保健衛生費	金額	361	2,771	3,337	77,562
	%	3.6	3.0	4.4	6.5
産業経済費	金額	—	2,727	2,329	23,761
	%		3.0	3.1	2.0
財産費	金額	—	1,709	532	19,331
	%		1.9	0.7	1.6
統計費	金額	—	—	—	9,718
	%				0.8
選挙費	金額	—	—	—	918
	%				0.1
公債費	金額	—	19,481	8,106	139,939
	%		21.4	10.9	11.7
諸支出金	金額	101	8,421	1,162	234,645
	%	1.0	9.2	1.5	19.6
合計	金額	9,963	91,201	74,603	1,194,828
	%	100	100	100	100

第66表 市税徴収額

税目	年度	明治 22 年度		税目	年度	明治 40 年度		
			1889 年				1907 年	
国税附加税	地価割	円	546	国税附加税	地租附加税		694	
			580				203	
	所得附加税	円	271		所得税附加税		2,848	
			170				020	
県税附加税	営業割	円	1,031	県税附加税	営業税附加税		3,411	
			504				270	
	戸別割	円	6,908		県税附加税	営業税附加税		2,283
			152					544
特別税	特別所得税	円	0	特別税		雑種税附加税		3,518
								603
	特別営業税	円	0		家屋税附加税		24,334	
							291	
計	計	円	8,757	特別税	特別所得税		3,475	
			406				330	
					計		40,565	
								261

松江市民の
税負担内訳

費H

(単位:円)

年度 区分	国税		県税		市税		合計	一戸当り税額
	税額	%	税額	%	税額	%		
明治23年	7,269,821	24.9	12,445,210	42.6	9,523,956	32.5	29,238,987	3,360
同32年	17,555,823	35.2	12,867,801	25.8	19,444,327	39.0	49,867,951	6,260
同42年	89,013,735	51.2	26,869,645	15.5	57,845,210	33.3	173,728,590	20,880
大正7年	106,222,980	41.5	43,620,660	17.0	106,213,210	41.5	256,056,850	29,300
昭和3年	208,797,630	28.9	218,294,860	30.2	295,152,320	40.9	722,244,810	75,890
同14年	595,410,000	39.1	466,273,000	30.6	462,192,000	30.3	1,523,875,000	131,000
同25年	149,083,854,000	36.9	117,083,001,000	28.9	137,957,061,000	34.2	404,123,916,000	25,096,000

特別会計

費工

費目 年度 区分	1933(昭8)年度	
	歳入	歳出
水道費	454,165.99	427,927.76
水道事業費		
住宅組合資金	4,640.34	4,638.00
乗合自動車費	130,925.51	129,159.74
自動車事業費		
瓦斯事業費	318,054.49	317,215.73
湖岸埋立整理費	7,767.86	6,761.05
末次本町外七町 罹災復旧整理費	82,476.36	54,550.36
時局匡救事業費	45,646.48	45,646.48
小口産業資金費	10,465.38	10,317.61

費D

1940(昭15)年 市庁分課編成

市長一助役

庶務課	秘書係=後真影、公印、儀式、人事、公法、文書等 庶務係=市会、選挙、法務、警防、赤十字、婦人会、他課主管 以外の事務等
教育課	財政係=予算、財産、財政計画 学務係=学校、社寺、宗教、学芸等
戸籍課	社会教育係=青年学校、社会教育、国宝、市史、体育、教化団体等 戸籍係=戸籍、犯罪、印鑑、人事証明、人口、戸口、雇人居等
兵事	兵事係=徴兵、召集、馬籍、在郷軍人等 庶務係=土木事務、都市計画、公園、土地境界等
土木課	公務係=土木技術、土木工事等 営繕係=市有建築物維持保存一切
産業課	産業係=商工農水鉱業、副業、観光、特許、船舶、市場、博覧 会、度量衡等 統計係=国勢調査、資源調査、統計
衛生課	衛生係=伝染病、トラホーム、種痘、埋火葬、墓地、屠場、保 健衛生等 清掃係=清潔法、汚物掃除、獣畜死屍、戸口調査等 国県税係=国県税、土地臺帳、地租名寄帳、切図等
会計課	市税係=市税、諸収入滞納処分、公課及資産証明、納税奨励等 会計係=金庫、金券、証明保管、物品会計、電話、収入役補助 等
社会課	社会事業係=一般救護、方面事業、国民精神総動員、住宅、移民、感 化救済等 軍務係=軍事救護、銃後奉公会、軍事援護等
水道部	庶務係=上下道事務一切 工務係=上下道工事及技術一切
自動車部	庶務係=乗合自動車事務一切、道路撤水 運転係=乗合自動車運転
瓦斯部	庶務係=瓦斯事務一切 工務係=瓦斯製造供給、工作物管理
出張所	各種事務取次、調査

2024

費目	昭和35年度
市税	406,732,786 44.3
地方交付税	89,733,000 9.8
公営企業及財産収入	14,457,369 1.6
分担金及支出金	2,860,129 0.3
使用料及手数料	35,374,322 3.9
国庫支出金	142,615,844 15.6
県支出金	15,051,307 1.7
寄付金	39,898,517 4.3
繰入金	12,500,000 1.3
繰越金	0
雑収入	135,272,048 14.7
市債	23,000,000 2.5
合計	917,495,322 100

費目	年度 区分	昭和35年度
議会費	金額 %	16,379,888 1.8
市役所費	金額 %	145,484,453 15.8
警防費	金額 %	29,876,562 3.2
土木費	金額 %	108,799,612 11.8
教育費	金額 %	160,066,678 17.4
社会労働施設費	金額 %	156,915,766 16.9
保健衛生費	金額 %	31,880,210 3.5
産業経済費	金額 %	125,120,401 13.6
財産費	金額 %	27,413,035 3.0
統計費	金額 %	1,833,430 0.2
選挙費	金額 %	4,150,133 0.5
公債費	金額 %	64,282,830 7.0
諸支出金	金額 %	49,129,190 5.3
合計	金額 %	921,332,188 100